

## 自動車管理業者向け商品の改定について

～「自動車管理業を取り巻くリスクの多様化」と「自然災害の増加」に対応した補償の新設～

2018年6月5日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉 恭三）は、自動車管理業を取り巻くリスクの多様化、自然災害の増加といった近年の環境変化に対応すべく、自動車管理業者向け商品の改定を実施しました。

### 1. 背景

- ・近年、自動車の使用年数長期化による償却が進み、自動車損傷時の修理代が自動車時価額を超えるケースが散見されます。また、自動車を預かっている間に顧客の所有物（車内の積載品）を損壊してしまうケースや、預かり保管中のシーズンオフタイヤが盗難被害に遭うケースが増加するなど、自動車管理業を取り巻くリスクが多様化しています。
- ・また、大型台風やゲリラ豪雨が増加していることから、敷地内に複数台の自動車を預かる自動車管理業者にとって、浸水による車両被害が深刻な問題となっています。このようなケースは、自然災害起因であることから、法律上の損害賠償責任が発生しない場合が多いにもかかわらず、対応せざるを得ないケースが有るのが実態です。
- ・このような自動車管理業を取り巻くリスクの多様化や自然災害の増加を受けて、今般、自動車管理業者向けの商品である「自動車管理者賠償責任保険」に新たな特約を追加しました。

### 2. 商品改定の概要

対象商品	自動車管理者賠償責任保険
商品概要	駐車場や自動車修理工場、サービスステーションなど他人の自動車を管理する自動車管理業者を対象とした保険で、損害賠償責任とそれに伴う間接損害をカバーする商品です。
改定①	<p>以下3つのケースを補償する特約（任意セット）を新設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理する自動車を損壊し、自動車時価額を超える修理費が発生した場合、超過分を費用保険金として支払います。</li> <li>1台あたり50万円、1事故および保険期間中について基本補償の支払限度額もしくは300万円のいずれか低い額を限度に補償します。</li> <li>・自動車積載物（顧客所有の積荷など）を損壊した場合、1事故および保険期間中10万円を限度に補償します。</li> <li>・自動車から取り外されたタイヤ・ホイールを損壊した場合、1事故および保険期間中20万円を限度に補償します。</li> </ul>
改定②	<p>受託自動車の損壊により、その損壊した自動車が使用不能になったことによる代車費用等を補償する特約（任意セット）のラインナップを拡大します。</p> <p>従来の商品では、被害自動車1台につき10万円、1事故につき基本補償の限度額の10%までを限度に補償していましたが、今回の改定により、被害自動車1台につき30万円、1事故につき基本補償の限度額の30%までを限度とする特約を新たに追加します。</p>

改定③	<p>洪水等により受託自動車に損害を被った場合、法律上の損害賠償責任の有無を問わず、自動車時価額を限度に修理費用を補償する特約（任意セット）を新設します。</p> <p>1台あたり被害自動車の時価額を限度、1事故および保険期間中について基本補償の支払限度額を限度に補償します。</p>
-----	--

以上